

疾患別の取組

①がん対策関係

1. 対策の全体像

- 現在、がん対策については、がん対策基本法(平成18年法律第98号)及び同法に基づき策定されたがん対策推進基本計画に基づき、総合的かつ計画的に推進されている。
- 基本計画は少なくとも5年ごとに検討を加え、必要に応じて変更することとされており、現在、がん対策推進協議会の意見を聴きながら、見直しの作業を進めている。
- 次期がん対策推進基本計画では、これまでの「がん医療」、「がんに関する相談支援と情報提供」、「がん登録」、「がんの予防」、「がんの早期発見」、「がん研究」に加え、「小児がん」、「がんの教育・普及啓発」、「がん患者の就労を含めた社会的な問題」を新たな分野別施策として盛り込む予定としている。(5-6月に閣議決定予定。)

2. 治療と職業生活との両立等の支援に関する主な施策等

- がん検診の受診率向上のための取組【予】
 - ・ がん検診受診企業連携推進事業(「がん検診企業アクション」)
職域でのがん検診の受診率向上を図るため、がん検診を積極的に推進する企業等の協力のもと、各団体の取組の紹介やセミナー等を実施。
 - ・ 無料でがん検診を受診できる体制の整備(大腸がん、乳がん、子宮頸がん)
- がん診療連携拠点病院におけるがん相談支援センターの整備【復】【両】
- 厚生労働省がん臨床研究事業【復】【両】
 - ・ 「働くがん患者と家族に向けた包括的就業支援システムの構築に関する研究」
(主任研究者:高橋都 獨協医科大学公衆衛生学講座准教授)

職域のがん検診受診率向上に向けた取組

がん検診（国の目標：50%）

住民検診

根拠法：健康増進法、検診対象：住民
検診内容：胃、肺、大腸、子宮、乳がん

職域検診

がん検診企業アクション （委託先：電通）

事業内容

- ・企業連携の推進
- ・コンテンツ作成、Web運営等情報発信の推進
- ・事業者向け説明会等による意識啓発
- ・職域におけるがん検診受診率の現状及び課題の把握
- ・シンポジウム開催による推進パートナーとの認識共有
- ・マスコミへの情報提供によるパブリシティ効果の向上

実施

地方交付税
1300億円

実施

民間企業

サポート

賛同団体・企業
801団体・企業
（2012年2月13日現在）

地方自治体

厚生労働省

【市町村検診向け経費】

- ・女性特有のがん検診推進事業費補助金
- ・働く世代への大腸がん検診推進事業費補助金

【職域検診向け経費】

- ・がん検診受診率向上企業連携推進事業

【がん検診精度管理】

- ・マンモグラフィ検診従事者研修 等

地方自治体のがん検診受診率向上に向けた取組

「無料クーポン券」等の配布(子宮頸がん検診、乳がん検診、大腸がん検診)

子宮頸がん・乳がん検診については、平成21年度から子育て・教育支援の一環として、一定の年齢に達した女性に対し、検診の無料クーポンと検診手帳を配布する「女性特有のがん検診推進事業」を実施。平成23年度より「がん検診推進事業」として対象を大腸がんにも拡大。

		20歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	
「無料クーポン券」対象者	女性	子宮頸がん	クーポン券	クーポン券	クーポン券	クーポン券	クーポン券				
		乳がん					クーポン券	クーポン券	クーポン券	クーポン券	クーポン券
		大腸がん					クーポン券	クーポン券	クーポン券	クーポン券	クーポン券
	男性	大腸がん					クーポン券	クーポン券	クーポン券	クーポン券	クーポン券

「子宮頸がん検診」無料クーポン券 : 20歳、25歳、30歳、35歳、40歳になった女性を対象。

「乳がん検診」無料クーポン券 : 40歳、45歳、50歳、55歳、60歳になった女性を対象。

「大腸がん検診」無料クーポン券 : 40歳、45歳、50歳、55歳、60歳になった男性・女性を対象。

厚生労働科研「がんと就労」の概略

国内の現状把握

実態調査と分析

- ①成人がん患者/家族の調査
- ②小児がん患者の親の調査
- ③職場関係者の調査
- ④産業保健担当者の調査
- ⑤治療担当医の調査

就業支援リソースの開発

海外の支援事例の分析

- ・教材の収集と分析
- ・海外団体の視察

支援リソースの開発

- ①患者/家族向け
- ②職場関係者向け
- ③産業保健担当者向け
- ④医療機関関係者向け

Q&A集

研修会カリキュラム
臨床情報提供テンプレート

就業支援リソースの 評価と普及啓発

海外支援事例の 広報戦略分析

利用者の評価と 発信方法の提言

出所：第27回がん対策推進協議会資料
(高橋都参考人提出資料)

②肝炎対策関係

1. 対策の全体像

- 現在、肝炎対策については、肝炎対策基本法(平成21年法律第97号)及び同法により策定された肝炎対策基本指針に基づき、総合的に推進されている。
- 上記に基づき、国が実施している施策は以下のとおり。(肝炎総合対策の5本柱)
 - ①肝炎治療促進のための環境整備
 - ②肝炎ウイルス検査の促進
 - ③肝疾患診療体制の整備、医師等に対する研修、相談体制整備などの患者支援 等
 - ④国民に対する正しい知識の普及啓発
 - ⑤研究の推進

2. 治療と職業生活との両立等の支援に関する主な施策等

- 保健所等における肝炎ウイルス検査の受診勧奨と検査体制の整備【予】
 - ・ 委託医療機関での検査の実施・検査の無料化
 - ・ 出張型検診の開始(平成23年度～)
- 職場への肝炎に関する正しい知識の普及啓発【予】【復】【両】
 - ・ 職場におけるウイルス性肝炎の理解・対応を求める内容のリーフレット等の配布
 - ・ 事業主団体等に対し、職域におけるウイルス性肝炎対策に関する協力を要請
- 行政的な研究【予】【復】【両】
 - ・ 「職域における肝炎患者等に対する望ましい配慮の在り方に関する研究」
(肝炎対策基本指針 第6(2)ウ)

職域におけるウイルス性肝炎対策に関する協力の要請について

(平成23年7月28日付け健康局長・労働基準局長・職業安定局長連名通知)

- 労働者に対して、肝炎ウイルス検査を受けることの意義を周知し、検査の受診を呼びかけること。
- 労働者が検査の受診を希望する場合には、受診機会拡大の観点からの特段の配慮をすること。
- 本人の同意なく本人以外の者が不用意に検査受診の有無や結果などを知ることのないよう、プライバシー保護に十分配慮すること。
- 肝炎治療のための入院・通院や副作用等で就労できない労働者に対して、休暇の付与等、特段の配慮をすること。
- 職場や採用選考時において、肝炎の患者・感染者が差別を受けることのないよう、正しい知識の普及を図ること。



事業主団体等に対し理解と協力を要請

行政的な研究の課題

肝炎対策基本指針 第6(2)ウ

- (ア) 日常生活上の感染予防の留意点を取りまとめた啓発用の資材や、集団生活
が営まれる各施設における感染予防ガイドライン等を作成するための研究
- (イ) 医療機関において手術前等に行われる肝炎ウイルス検査の結果の説明状況
等について、実態を把握するための研究
- (ウ) 地域における診療連携の推進に資する研究
- (エ) 職域における肝炎患者等に対する望ましい配慮の在り方に関する研究
- (オ) 具体的な施策の目標設定に資する肝炎、肝硬変及び肝がん等の病態別の実
態を把握するための調査研究
- (カ) 肝炎患者等に対する偏見や差別の実態を把握し、その被害の防止のための
ガイドラインを作成するための研究
- (キ) その他肝炎対策の推進に資する研究

③生活習慣病対策関係

1. 対策の全体像

○ 現在、生活習慣病対策については、健康寿命の延伸等を図るため、第3次国民健康づくり対策として、「21世紀における国民健康づくり運動(健康日本21)」で掲げた基本方針に基づき、「一次予防」(生活習慣を改善して健康を増進し、生活習慣病等を予防すること)に重点を置いた対策を強力に推進している。

※ 昨年10月に「健康日本21」の最終評価が報告され、現在、次期国民健康づくり運動プランの策定作業を進めているところ。

○ 近年の動きとしては、平成20年度から、特定健診・特定保健指導や、「適度な運動・適切な食生活・禁煙」を柱とした「健やか生活習慣国民運動」を実施し、さらに、今年度からは、幅広い企業連携を主体とした取組(Smart Life Project)を実施。

2. 治療と職業生活との両立等の支援に関する主な施策等

○ 糖尿病重症化予防対策の強化【予】

- ・ 患者の症状に応じた適切な診療を受診できるよう、一般診療所と専門病院との診療連携体制の構築を支援
- ・ 適切な食事療法・運動療法を行うため、診療所における糖尿病療養指導士や管理栄養士等の活用促進を支援

糖尿病疾病管理強化対策事業

【糖尿病の疾病管理体制の強化】

都道府県

【目的】

- 医療資源等の実情に応じた都道府県としての連携体制のあり方等の検討
- 糖尿病に関する意識向上

【具体的事業】

- 連絡協議会の開催

- 都道府県糖尿病対策推進会議
- 関係団体
 - ・医師会、糖尿病学会
 - ・糖尿病協会 等

【糖尿病診療連携体制の確立】

【目的】

- 医療機関・医師同士の信頼関係に基づいた連携体制の構築
- 住民が安心してかかりつけ医療機関で初期治療を受けられる体制の構築

【具体的事業】

- 連携体制・連携ルール、糖尿病初期診療のポイント等の説明会（医療機関・医師同士）
- 連携体制等についてホームページやリーフレット等を通じて住民へ周知



診療連携

療養指導連携

【糖尿病療養指導体制の充実】

【目的】

- かかりつけ医療機関における糖尿病療養指導の充実
- 糖尿病療養指導士や管理栄養士等の活用促進

【具体的事業】

- 療養指導説明会・研修会
- かかりつけ医療機関における療養指導従事者同士の情報交換会（療養指導士、看護師、管理栄養士等間）

